

毎週火、金曜日に発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 道路位置の指定

指定医療機関の辞退

医療機関の指定

牛のピロプラズマ病検査の実施

牛の結核病等検査の実施

療養取扱機関の申出の受理

旅行あつ旋業の登録のまつ消

米飯提供業者の登録

米穀の卸売販売業者の登録

出張所の統廃合

◇雑報

告示

鳥取県告示第五百三十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
七年九月二十五日道路の位置を指定したので、同規則第
十条の規定により告示する。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の位置の指定場所

道路の巾員
及び延長

申請人

住所氏名

鳥取市立

川町五丁目一六〇番地の一

高取 喜久治

鳥取市立川町五丁目

九十五番地の十三

九十五番地の六

九十五番地の六

巾員

四、〇米

延長

八〇、五五米

鳥取県告示第五百三十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
七年九月二十五日道路の位置を指定したので、同規則第
十条の規定により告示する。

昭和三十七年九月二十五日

申請人 住所氏名

米子市弥生町 組合米子支部長 米子鐵道管理局長 木村正太郎	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上	米子市皆生字西林ノ上
字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上	字北林ノ上
七五番の七	七六番の四	七六番の三	八六番の四	八六番の二	五二番の二	四八番の一	四七番の一	四七番の一	五番の一	七五番の五	七六番の五	八六番の一

鳥取県知事 石 破 二 朗
道路の位置の指定場所
道路の中員及び延長

鳥取県告示第五百三十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。
昭和三十三年九月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 名称 所在 地

昭和三十三年九月二十五日	坂本 医院	東伯郡泊村大字園六七二	伊王野医院	泊四
八月 一日	天野 医院	一三		
七月三十一日				
七月三十一日				

鳥取県告示第五百三十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。
昭和三十三年九月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 管轄保健所

昭和三十三年九月一日	足立 内科医院	境港市佐妻神町一三二一	米子保健所
"	天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿五一三	倉吉保健所
"	伊王野医院	泊村大字園六七三	"

鳥取県告示第五百四十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛のピロプラズマ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。
昭和三十三年九月二十五日

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 牛。ただし、生後四十日以内のもの及び分べん前後一

ヶ月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 血液塗沫検査

別表

実施期日	実施 区域	実施場所
十月三日	日野郡日南町石見	花口検査場
" 四日	" 山上	茶屋 "
" 五日	" 多里	萩山 "
" 六日	" 福栄	上坂 "

鳥取県告示第五百四十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。
昭和三十三年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査……急速凝集反応
肝てつ検査……皮内注射反応
肝てつ駆除……ピチノール製剤投与

別表	実施期日	実施区域	実施場所
	十月二十二日	日野郡日南町石見一	花口、神戸上 検診場
	〃 二十三日	〃	中石見
	〃 二十四日	〃	下石見
	〃 二十五日	〃	花口、神戸上
	〃 二十六日	〃	中石見
	〃 二十七日	〃	下石見
	〃 二十九日	〃	福塚
	〃 三十日	〃	神福
	十一月 一日	〃	福塚
	〃 二日	〃	神福
	〃 五日	〃	河上、宮内
	〃 六日	〃	河上、宮内
	〃 八日	〃	三栄、丸山
	〃 九日	〃	三栄、丸山

鳥取県告示第五百四十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年九月二十五日

療養取扱機関名	所 在 地	鳥 取 県 知 事	石 破 二 朗	法第三十七条第五項 による都道府県名	同上受理年月日
伊王野医院	鳥取県東伯郡泊村大字園	鳥 取	石 破	全 国	昭和三七、八、一
東浜診療所	〃 岩美郡岩美町大字陸上	〃	〃	〃	八、一一
米増 病院	〃 倉吉市宮川町二五六	〃	〃	〃	九、四
世良 医院	〃 米子市立町二丁目六八	〃	〃	〃	八、一一
有限会社稲田松太郎薬局	〃 紺屋町一	〃	〃	〃	八、二三
笠木小児科医院	〃 中町七六番地	〃	〃	〃	八、一

鳥取県告示第五百四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のと

おり告示する。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
療養取扱機関名 所 在 地 同上受理年月日

伊王野医院 鳥取県東伯郡泊村大字園 昭和三七、八、一
東浜診療所 " 岩美郡岩美町大字陸上 " 八、一

鳥取県告示第五百四十四号

旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十条の規定により、次のとおり旅行あつ旋業の登録をまつ消した。

昭和三十七年九月二十五日

- 一 登、録 番 号 邦人第五号 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 二 登録年月日 昭和三十五年十二月二十七日
- 三 名称及び商号 日本観光株式会社
- 四 営業所の所在地 倉吉市宮川町一八五番地
- 五 代表者氏名 田中 則和
- 六 登録まつ消年月日 昭和三十七年九月二十五日

鳥取県告示第五百四十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十七年九月二十五日

- 登録番号 登録年月日 氏 名 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 四九八 三七、七、一〇 六尾 たま 住 東伯郡東伯町大字徳万二七五の二 営業所の所在地
- 四九九 " 九、一 藤原 邦夫 アクロバット食堂 八頭郡智頭町智頭九七二 住所に同じ

鳥取県告示第五百四十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第二十二條の二第二項の規定に基づき、次のとおり米穀の卸売販売業者の登録をした。

昭和三十七年九月二十五日

- 登録番号 登録年月日 氏名又は名称 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 九 三七、八、八 鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取市東品治一九の五 営業所の所在地 住所に同じ

鳥取食糧事務所長 前 田 賢 治

出張所の統廃合について

当所管内出張所を次のとおり統廃合した。

- 一 統廃合年月日 昭和三十七年九月三日、
- 二 統廃合出張所

新			旧		
出張所	位 置	管 轄 区 域	出張所	位 置	管 轄 区 域
生 山	鳥取県日野郡日南町生山 一四二の四	日南町 (日南町農協 多里農協)	印 賀	鳥取県日野郡日南町印賀 一八九	日南町の一部 (大宮、阿毘羅、山上)
			生 山	鳥取県日野郡日南町生山 一四二の四	日南町の一部 (日野上、福栄、石見、多里)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
一部 月極 二五〇円 (配達料共) 所 県